



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年4月5日金曜日 第498号

### ◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定..... (障がい福祉課) ... 310  
 指定自立支援医療機関の辞退..... ( " ) ... 310  
 落札者等の告示..... (広報広聴課) ... 311  
 土地改良区の合併による設立及び解散..... (農地整備課) ... 311  
 公有水面埋立承認..... (港湾海岸課) ... 311  
 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定告示..... (建築住宅課) ... 311  
 道路の供用開始(県道新居浜別子山線)..... (東予地方局管理課) ... 312  
 道路の供用開始(県道河中平井停車場線)..... (中予地方局管理課) ... 312  
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 312  
 土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 312  
 土地改良区の定款変更の認可..... ( " ) ... 313  
 土地改良区連合の定款変更の認可..... ( " ) ... 313

### 正 誤

令和6年3月26日付け第495号外2目次中..... (税務課) ... 313

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第324号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年4月5日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ココロ調剤薬局なかぞね店	四国中央市中曾根町5066番2	株式会社TRN	香川県さぬき市寒川町石田東甲173番地	代表取締役 吉村昭世	薬局(育成医療・更生医療)	令和6年4月1日
ミライノ薬局三島中央店	四国中央市三島中央5丁目9-48	株式会社ミライノ薬局	四国中央市下柏町756-1	代表取締役 向井正和	薬局(育成医療・更生医療)	令和6年4月1日
ミライノ薬局土居店	四国中央市土居町土居856番地	株式会社ミライノ薬局	四国中央市下柏町756-1	代表取締役 向井正和	薬局(育成医療・更生医療)	令和6年4月1日
とよた薬局	四国中央市豊岡町大町1752番地1	株式会社とよた薬局	四国中央市豊岡町豊田7番地1	代表取締役 加地祐一	薬局(育成医療・更生医療)	令和6年4月1日
クオール薬局中之庄店	四国中央市中之庄町577-11	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー37階	代表取締役 柄澤忍	薬局(育成医療・更生医療)	令和6年4月1日
クオール薬局四国中央2号店	四国中央市上分町788番地1	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー37階	代表取締役 柄澤忍	薬局(育成医療・更生医療)	令和6年4月1日

#### ○愛媛県告示第325号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の申出があった。

令和6年4月5日

愛媛県知事 中村時広

名 称	辞退に係る医療の種類	辞退年月日
池田薬局	薬局(育成医療・更生医療)	令和6年3月13日
社会医療法人社団更生会村上記念病院	腎臓(育成医療・更生医療)	令和6年4月30日

○愛媛県告示第326号

次のとおり落札者を決定した。

令和6年4月5日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
広報紙の印刷及び新聞折り込み業務一式	愛媛県企画振興部 政策企画局広報広聴課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和6年3月26日	株式会社愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町一丁目12番地1	10,12円 (一部当たり)	一般競争入札	令和6年2月13日

○愛媛県告示第327号

二宮隆久、後藤武薫、村上晃一、西野洋一、堺勝俊、西村豊、岡孝志、田中堅太郎、久井一、堀井一男、大森廣幸及び稲田秀一から認可申請のあった合併は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、令和6年3月29日認可したので、同日大洲市土地改良区は合併により設立し、大洲市土地改良区、長浜町土地改良区、肱川町土地改良区及び河辺国営開発土地改良区は合併により解散した。

令和6年4月5日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第328号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のように埋立てを承認した。

令和6年4月5日

松山港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

1 埋立ての承認を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

国土交通省四国地方整備局

香川県高松市サンポート3番33号

代表者 国土交通省四国地方整備局長 佐々木 淑充

香川県高松市番町4丁目15番18号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

愛媛県松山市南吉田町2798番82の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち、の地点と の地点を結ぶ平成2年3月30日付け三港工第43号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C.D.L.+3.51メートルより決定）、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域。

の地点 愛媛県松山市南吉田町2798番80地先の国土地理院松山空港四等三角点北緯33度49分46秒3663、東経132度41分31秒2395から337度44分40秒738.17メートルの地点

の地点 の地点から221度01分04秒227.43メートルの地点

の地点 の地点から280度13分09秒4.66メートルの地点

の地点 の地点から40度58分55秒0.38メートルの地点

の地点 の地点から310度58分55秒0.48メートルの地点

の地点 の地点から40度58分55秒4.00メートルの地点

の地点 の地点から310度58分55秒19.63メートルの地点  
の地点 の地点から25度58分55秒114.50メートルの地点  
の地点 の地点から40度58分55秒106.37メートルの地点  
の地点 の地点から130度58分55秒45.60メートルの地点  
の地点 の地点から40度58分55秒4.00メートルの地点  
の地点 の地点から130度58分55秒4.37メートルの地点  
の地点 の地点から41度02分20秒4.46メートルの地点

ウ 面積

10,107.00平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

愛媛県松山市南吉田町2798番82の地内並びに地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

⑦の地点 愛媛県松山市南吉田町2798番80地先の国土地理院松山空港四等三角点北緯33度49分46秒3663、東経132度41分31秒2395から352度41分35秒869.85メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から221度06分05秒483.14メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から159度39分40秒259.37メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から220度58分55秒216.76メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から310度58分55秒689.31メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から40度58分55秒824.37メートルの地点

ウ 面積

444,397.42平方メートル

3 埋立地の用途

空港用地

4 埋立免許年月日

令和6年3月28日

○愛媛県告示第329号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人を指定した。

令和6年4月5日

愛媛県知事 中村時広

1 名称及び住所

社会福祉法人正和会  
 愛媛県宇和島市保田甲1932番地2  
 2 支援業務を行う事務所の所在地

愛媛県宇和島市保田甲1932番地2  
 3 指定年月日  
 令和6年3月27日

○愛媛県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年4月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字ヲトヂ甲497番6	令和6年4月5日

○愛媛県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年4月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	河中平井停車場線	松山市小野町乙16番93	令和6年4月5日

○愛媛県告示第332号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年4月5日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建（開）第38号 令和6年3月26日	伊予郡砥部町高尾田284番、285番	松山市来住町1074番地8 愛花宅建 岡花良一

○愛媛県告示第333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、伊方町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年4月5日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	尾 上 一 郎	西宇和郡伊方町大浜413番地
"	土 居 裕 子	西宇和郡伊方町中之浜295番地2
"	青 山 満 喜	西宇和郡伊方町中浦甲160番地
"	高 月 茂	西宇和郡伊方町川永田甲1014番地1
"	山 口 勇 一 郎	西宇和郡伊方町九町1番耕地1747番地3

"	松 本 安 幸	西宇和郡伊方町二見甲1982番地
"	藤 淵 昭 一	西宇和郡伊方町大江56番地
"	中 村 修 二	西宇和郡伊方町大久1472番地2
"	阿 部 光 衛	西宇和郡伊方町川之浜1218番地
"	大 岩 康 久	西宇和郡伊方町三崎5680番地3
"	糸 井 真 司	西宇和郡伊方町名取1069番地
"	片 岡 孝 弘	西宇和郡伊方町三崎1602番地
監 事	市 末 実	西宇和郡伊方町小中浦甲5番地
"	谷 口 典 傳	西宇和郡伊方町二名津621番地
"	坂 本 明 仁	西宇和郡伊方町三机乙1779番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 山 満 喜	西宇和郡伊方町中浦甲160番地

"	梶 田 雄 二	西宇和郡伊方町湊浦871番地 1
"	山 口 勇一郎	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地1747番地 3
"	矢 野 道 政	西宇和郡伊方町大浜361番地 1
"	松 本 安 幸	西宇和郡伊方町二見甲1982番地
"	阿 部 道 忠	西宇和郡伊方町大久1282番地
"	藤 淵 昭 一	西宇和郡伊方町大江56番地
"	松 本 明 周	西宇和郡伊方町大久1460番地
"	山 下 三 郎	西宇和郡伊方町名取735番地
"	大 岩 康 久	西宇和郡伊方町三崎5680番地 3
"	中 村 亀三郎	西宇和郡伊方町三崎1006番地
"	門 田 光 和	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地1525番地 5
監 事	中 村 修 二	西宇和郡伊方町大久1472番地 2
"	溜 池 信 次	西宇和郡伊方町三崎1165番地
"	堀 口 幸 作	西宇和郡伊方町中之浜398番地 1

○愛媛県告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、一本松土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年4月5日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

○愛媛県告示第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、南予用水土地改良区連合の定款の変更を認可した。

令和6年4月5日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

正 誤

○正 誤

令和6年3月26日付け第495号外2目次中

ページ	箇 所	誤	正
1	目次欄 上から2行目	愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則	愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則